資料２－３

第 33 回本部員会議資料
令 和 ３ 年 ５ 月 ７ 日
保 健 福 祉 部

高齢者施設等における網羅的な PCR 検査の実施について

１　PCR 等検査の基本的な考え方

「新型コロナウイルス感染症のまん延期における検査方針について」（令和３年２月 19 日付岩手県保健福祉部医療政策室通知）の「３　無症状者に対する網羅的な行政検査」により実施する。

> ３　無症状者に対する網羅的な行政検査
> 本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合又は地域において多数の感染者若しくはクラスターが発生し網羅的な検査が必要と判断された場合は、次により幅広く検査を実施する。（参考：国事務連絡　R3.1.22、国事務連絡　R3.2.4 付）
>
> ①　医療機関及び高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、一斉・定期的な検査を実施。
> ②　医療機関、高齢者施設等において幅広く検査を実施する場合、検体プールによる PCR 検査法及び抗原定性検査を採用することも考慮。

２　奥州保健所管内の高齢者施設における検査について

奥州保健所管内の高齢者施設を対象とした検査の概要は次のとおり

（１）背景

奥州保健所管内の一部地域において感染経路不明の患者が多数確認されたことから、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の意見を踏まえて実施したもの

（２）検査対象

奥州保健所管内の当該地域における入所型高齢者施設の一部（15 施設）の全従業員

（３）検査年月日

令和３年４月 26 日（月）、４月 28 日（水）

（４）検査結果

実施年月日		検査人数	検査結果	
			検出	不検出
４月 26 日(月)	施設 1～7	266	0	266
４月 28 日(水)	施設 8～15	338	0	338
合計		604	0	604

※ 次回検査は５月 10 日以降で調整中

３　今後の社会的検査の実施について

社会的検査の対象施設の拡大等については、地域の感染状況やクラスターの発生状況を注視し、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の意見等を踏まえ、検討する。